

基本施策 1 - 3 子どもの権利の意識醸成

(1) 子どもの権利の啓発

すべての人が子どもの権利を正しく理解し、子どもが幸福で愛情と理解のある環境で健全に成長するために、子どもだけでなく、親や学校教育現場、そして社会全体に対しても子どもの権利に対する理解が一層浸透するよう、地域全体で子どもを守るための普及啓発を進める必要があります。

江別市では広報やホームページをはじめ、さまざまな機会・媒体を活用した情報提供・発信を推進することにより、子どもの権利に対する市民意識の向上に努めます。

また、江別市子どもが主役のまち宣言の内容を子どもや大人に広く周知し、子ども一人ひとりが権利の主体であることへの理解の浸透に努めます。

さらに、広く市民意識の醸成を図り、子どもの権利を尊重したまちづくりを目指すため、子どもの権利に関する条例制定に向けた検討を進めます。

(2) 子どもの意見が社会に反映される環境づくりの促進

子どもの権利条約において、子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮するとされています。

また、こども基本法でも、意見を表明する機会の確保が基本理念のひとつとして示されています。

「えべつ未来づくりビジョン〈第7次江別市総合計画〉」では、江別市自治基本条例の理念に基づき、市政への市民参加を進めるとともに、市民、自治会、市民活動団体、企業、大学などの各種団体と連携して魅力ある協働のまちづくりを目指しています。

こうした考え方のもと、子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが**まちづくりに積極的に意見を表明できる場や子どもの声を届ける支援や仕組み等**を創出し、子どもの意見がより社会に反映されるような環境づくりに努めます。